

鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金交付要綱 新旧対照表

鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金交付要綱の一部を以下のように改正する。  
次の表の改正前の欄中に下線が引かれた内容を、改正後の欄中に下線が引かれた内容とする。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。</p> <p>2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額から、当該補助事業に伴う収入の額(本補助金を除く。)を控除した額に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に定める額を限度とする。</p> <p>3 同一の事業実施主体による申請は、同一年度1回に限るものとする。この場合、同一の事業実施主体が設置しているキャンプ場が複数ある場合の申請は、まとめて申請できるものとする。</p> <p>4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。</p> <p>5 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。</p> <p>(交付申請の時期等)</p> <p>第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。</p> <p>2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。</p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。</p> <p>2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額 <u>(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。))を除く。)</u> から、当該補助事業に伴う収入の額(本補助金を除く。)を控除した額に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とし、同表の第5欄に定める額を限度とする。</p> <p>3 同一の事業実施主体による申請は、同一年度1回に限るものとする。この場合、同一の事業実施主体が設置しているキャンプ場が複数ある場合の申請は、まとめて申請できるものとする。</p> <p>4 本補助金とは別に県から同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。</p> <p>5 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。</p> <p>(交付申請の時期等)</p> <p>第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。</p> <p>2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。</p> <p><u>3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前</u></p>

条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第9条 本補助金の交付等に関する手続きにおいては、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。ただし、地方公共団体、免税事業者、簡易課税事業者及び特定収入割合が5%超の公益法人等は、この限りではない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、交流人口拡大本部長が別に定める。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、観光交流局観光戦略長が別に定める。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金事業計画（報告）書

1 略

2 消費税の取り扱い

いずれか一つを選択して○をしてください。

- ①地方公共団体
- ②免税事業者
- ③簡易課税事業者（確定申告月： 月申告）
- ④特定収入割合が5%超の公益法人等
- ⑤上記4のいずれでもない

【補助対象経費における消費税の取り扱い】

- ①、②、③、④の場合：消費税額を補助対象経費に含めて補助金算定基準額を算定する。
- ⑤の場合：消費税額を補助対象経費に含めないで補助金算定基準額を算定する。

【添付（追加提出）資料】

②の場合

補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び決算書等、免税事業者であることを確認できる資料。

③の場合

補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金事業計画（報告）書

1 略

2 消費税の取り扱い

- ①一般課税事業者                      ②簡易課税事業者                      ③免税事業者
- ※該当する番号に○をしてください。

務署の收受印等のあるもの)

※確定申告が当該補助金の交付申請日以降の場合は、確定申告後、速やかに提出すること。

④の場合

特定収入の割合を確認できる資料。

3～5 略

様式第3号（第5条関係）

年度鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金交付決定通知書

1～3 略

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金交付要綱（令和4年4月25日付第202200020131号鳥取県交流人口拡大本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 略

3～5 略

様式第3号（第5条関係）

年度鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金交付決定通知書

1～3 略

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県キャンプ場利用環境改善支援事業補助金交付要綱（令和4年4月〇日付第〇〇〇〇号鳥取県交流人口拡大本部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項又は第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 略

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

職氏名 様

申請者 住所  
氏名

(印)

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取県観光二次交通運行支援補助金について、鳥取県観光二次交通運行支援補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

	<u>1 規則第18条の補助金の額の確定額</u> ( 年 月 日付第 号による額の確定通知額) 金 _____ 円
	<u>2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額</u> 金 _____ 円
	<u>3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額</u> 金 _____ 円
	<u>4 補助金返還相当額(3-2)</u> 金 _____ 円
	<u>(注) 参考となる資料を添付すること。</u>

附 則  
この要綱は、令和4年4月21日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和4年8月26日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和5年4月7日から施行する。